

第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第2回） 会議録

- 1 会議名 第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第2回）
- 2 日時 令和4年5月19日（木）午後7時から午後8時15分まで
- 3 会場 東久留米市役所7階 701会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、熊野委員（副会長）、後藤委員、永渕委員、輪違委員、北村委員、中島委員、篠宮委員、堀江委員、赤星委員、白土委員、桑原委員、佐川委員、以上13名
- 5 欠席委員 島崎委員 以上1名
- 6 事務局 浦山福祉保健部長、田中介護福祉課長、松下係長・鈴木主任・木造主任（以上、保険係）、原田係長（地域ケア係）、池主査
- 7 傍聴人 1名
- 8 次第
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料確認
 - (3) 議題
 - 議題1 地域包括支援センターの今後のあり方について①
(地域包括支援センターのあり方検討の中間報告)
 - 議題2 介護予防・健康づくり施策の推進のための総合事業の見直しについて①
(総合事業見直しの背景と課題解決に向けた取組)
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 9 配布資料
 - 【資料1】 地域包括支援センターの今後のあり方について①（地域包括支援センターのあり方検討の中間報告）
〔別紙1〕 3圏域の地域的特徴を踏まえた考察
 - 【資料2】 介護予防・健康づくり施策の推進のための総合事業の見直しについて①
(総合事業見直しの背景と課題解決に向けた取組)

〔別紙1〕 令和3年度介護予防講演会チラシ

〔別紙2〕 旧手引き・新し手引きのページ構成等比較表

10 会議録

- (1) 開 会 (省略)
- (2) 配布資料確認 (省略)
- (3) 議題

議題1 地域包括支援センターの今後のあり方について①(地域包括支援センターのあり方検討の中間報告)

【会 長】 議題1について、事務局より説明を願う。

【事務局】 地域包括支援センターのあり方検討の中間報告ということで、資料1に沿って説明する。まず、「1. 第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の期中(令和3年度～5年度)における取組目標についてである。同計画において地域包括支援センター(以下「包括」という。)の機能・体制の充実に向け、この計画期間を、先進的な取組を行っている保険者の事例を調査するなど、さらなる情報収集を行うほか、法的な視点や財政面からの検討を行いつつ、これまでの検討により抽出された課題や方向性について、介護保険運営協議会からのご意見をいただきながら、整理を進める準備期間と位置づけている。検討の方向性としては、課題の解決に対して、財政面も含めて現実的な対応を検討するものである。第9期計画(6～8年度)の策定年度は、来年の5年度となる。5年夏以降に厚労省より第9期計画の基本指針が示されることから、その後の第9期計画の素案の作成段階において、第9期からの取組内容を大筋コンプリートできればと思っている。なお、資料1の1ページ中段に、第9期計画策定の作業スケジュールを、介護保険運営協議会との関係を踏まえて整理している。具体的には、5年10月～11月頃開催の協議会に計画素案を示し、内容を確認していただくこととなる。続いて12月から6年1月にかけてパブリックコメント、市民等説明会により、市民の皆様の意見等を伺う機会を設け、同期間において委員の皆様から意見を提出いただくこととなる。それらを踏まえて素案を計画案にブラッシュアップし、6年1月頃に協議会を開催し、委員の皆様からの承認をいただく予定で、最終的には6年3月までに第9期計画を策定することとなる。続いて資料1の2、第7期計画に抽出された主な課題について、担当から説明する。

【事務局】 計画書55ページ下段に、包括が実施する4事業(介護予防支援事業、総合相談事業、権利擁護事業、ケアマネジメント支援事業)の説明がある。計画書54ページの

「課題の抽出」においてこれら4事業について検討を行った結果、「総合相談事業」を効率化し、「権利擁護事業」に充てる時間を創出することが必要という結果を得た。総合相談事業は高齢者に関するあらゆる相談に対応する、包括の主軸をなす事業であることから、単に時間を短縮するのではなく、個々の案件の処理を丁寧かつ効率的に進める方策を考えるという意味である。相談を受け、適切な機関へつなぐために、認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策や、生活支援・介護予防サービスとの連携を構築することも重要である。また、権利擁護事業のうち高齢者虐待対応については、虐待者側が障害・疾病を抱えていたり、精神状態が不安定だったり、いわゆる「8050問題」であったり、高齢者のみの処遇にとどまらず、虐待者の適切な支援につなぐような事例が増加しており、包括のみでは対応が困難であることから、ネットワークを活用した早期発見、継続的な支援と適切な権利擁護の推進も必要である。さらに、高齢者の増加に伴い、新規認定者数の46.2%が要支援者となっており、介護予防ケアマネジメント業務に係る業務量も増加していることも課題である。

【事務局】今説明のあった、第7期計画に抽出された課題のほか、資料1の1ページの「3. 新たに抽出された課題」として、第8期計画期間中に新たな課題が生じている。特に2年度以降、包括の職員に退職や人事異動者が増加していることである。人事異動や退職等で新規に職員が配置された場合、その職員が仮に専門職であっても、地域の高齢者の様々な相談支援や困難ケースに対応していくには相応の時間がかかり、大規模な退職者が出た場合は組織として成熟するまでに相当年数の時間を要する。こうした包括職員の支援には、いわゆる「基幹型包括」の役割を担う介護福祉課の保健師等が当たっているが、こうした支援にかかる時間や負担は決して小さくはないというところである。

【事務局】資料1の2ページ「4. 3圏域の地域的特徴を踏まえた考察」については、再び担当から資料1別紙1に沿って説明する。まず、東部圏域について。東久留米団地を抱える上の原一丁目地区は高齢化率が51.8%、在宅要支援者（要支援1・2の認定を受けており、かつ、介護施設等に入所していない方で、包括による支援の対象となる方）は69人と高く、氷川台一丁目、小山一丁目なども比較的高齢化率が進行しているが、圏域全体の在宅要支援者数は512人と、3圏域の中では一番少ない状況となっている。続いて中部圏域。都営住宅を抱える幸町一丁目の高齢化率が37.3%、南町一丁目38.4%と高めではあるが、全体では突出した地区はない。ひばりが丘団地、中央町一丁目、幸町一丁目、南町一丁目等、団地が存在する地区は高齢者人口が多く、在宅要支援者もやや多

い傾向だが、突出している地区はない。圏域全体の在宅要支援者数は665人と東部地区よりは多いが、西部地区よりは少ない。最後に西部圏域。滝山団地を抱える滝山二丁目が48.5%、滝山三丁目38.6%、滝山六丁目51.9%、久留米西団地を抱える下里四丁目が51.3%、都営住宅のある下里七丁目が40.1%、八幡町一丁目が39.7%などの地区の高齢化率が高く、特に滝山六丁目、下里四丁目は高齢化率が50%を超えている。在宅要支援者も、滝山六丁目が114人、下里四丁目が82人で特に多く、圏域全体でも690人と3圏域中最も高くなっている。

考察の結果、特に滝山団地第1街区～第3街区（滝山六丁目）及び久留米西団地（下里四丁目）について、ほかの地区と比較して特筆すべき特徴が見られた。まず、ともに1968年から70年頃に竣工された巨大団地であり、住民の高齢化率が進行していること。次に、滝山六丁目が114人、下里四丁目が82人と、在宅要支援者が多い地域であること。最後に、一世帯当たりの人員については、市全体の平均が2.1人であるに対し、滝山六丁目1.6人、下里四丁目1.5人と少なく、「高齢者一人暮らし世帯」または「高齢者のみ二人暮らし世帯」が多いと推定されることである。

【事務局】ここで、資料1に戻り、ここまでで説明してきた課題及び3圏域の特徴を踏まえ、資料の5、今後の検討の方向性について説明する。次期第9期計画における包括の機能体制の充実に向けては、西部包括の負担軽減を優先課題に据えて、日常生活圏域数、包括の設置数などの現行のフレームは変えずに、現実的で効果的な対応が期待できる事業スキームの検討を行っていく方向で、現在、地域包括支援センターのブランチ、1か所の設置の可能性について調査研究を進めている。ブランチは「総合相談窓口」であり、包括と連携した身近な窓口として、介護・保健・医療・福祉に関する相談に対応する役割を担うものとされている。将来的には市内全域のブランチの役割を期待するが、当面の間は、先ほど担当が説明した地域の特徴の中でも考察した西部圏域、滝山団地や久留米西団地の集合住宅を主軸として総合相談事業を行い、受け付けた相談内容を集約し、虐待や困難ケースをフィルターにかけて西部包括につなぐ窓口という機能をイメージしており、今後、法的な面や財政面での課題を含めて検討をしていく。

次に6、その他として、包括の認知度についても触れたい。第8期計画を策定する際の基礎資料として、元年12月から2年1月にかけて、65歳以上の市民で、要介護認定を受けてない方（要支援者などの軽度者を含む）を対象として「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施したが、この調査の中の包括の利用に関する設問では、包括を知らないと

回答した割合が40.7%となっており、認知度が不十分と認識している。このため、事務局では、認知度アップのための取組を行ってきているが、その中で一定の効果があつたものを担当より説明する。

【事務局】市広報紙の5月15日号の1面を配布しているので、見て欲しい。例年、包括の職員が地域の一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の自宅を訪問し、「あんしん生活調査アンケート」を実施しているが、その周知を広報紙で行った。昨今は特殊詐欺への警戒もあり、訪問した包括の職員に対し疑念を持たれる方がいることを踏まえ、広報により事業を周知するものであるが、今年は包括の認知度のアップを兼ね、「みまもり」に関する記事とあわせて、包括の職員の写真入りの記事を広報紙の一面に掲載した。また、今年度は包括のポスターも作成し、公共施設や医療機関に配布し掲示に協力いただいた。あんしん生活調査やみまもりネットワークは以前から実施している事業であるが、広報に対する反響として、事業に対する高齢者の方からのお問い合わせが多くきている。

【会長】この件に関して、質問・意見はあるか。

【委員】包括の今後のあり方ということで、高齢者アンケートの結果、包括の認知度が高くないということであったが、私も本協議会の委員になるまでは包括についてよく知らなかったこともあり、包括の組織体制、職員数、予算、職員の方は常勤か非常勤か、といった基本的なことを知りたい。第7期（前期）協議会より継続している委員は了解していると思うが、私は第8期より被保険者代表で参加しており、わからないこともある。コロナ禍もあり、相談件数の増加に職員が対応できないという話も聞く。包括は何をやっているのかを知らない市民も多いと思うし、包括の認知度アップは必要と思う。今後議論を進めるにあたり、包括に関する基礎的な資料や情報の提供をお願いしたい。

【事務局】包括のあり方検討については、第7期計画期間において包括の課題を抽出し、第7期協議会の委員に示した上で第8期計画書に記載した経緯がある。したがって、それを踏まえた上で次期（第9期）計画に向けて検討し、結果を協議会に示していく予定である。それまでにはまだ1年以上の時間があることから、今後、必要な資料や情報を委員にお示しする機会があるかと思う。検討に必要な情報としてどのようなものをどの段階でお示しするかは今後の検討事項であるが、そういうことでご理解をいただきたい。

【委員】7期からの委員には示されていて、8期からの委員が見ていない資料があれば欲しいという趣旨の発言であるが、よろしく願います。

【会長】ほかにはあるか。

【委員】総合相談事業の効率化を図るといえるのは良いと思うが、包括の認知度が低いことも踏まえ、「地域づくり」の中で包括がどのような役割を担っていくかという視点も必要だと思う。個別のケースに対応するだけではなく、地域の中で生活している人のみまもりであるとか、シニアクラブや自治会等を含む支え合いや絆づくりといったところにも包括が役割を担えると思う。そういうところにも力が入れたらいいと感じた。

【事務局】包括のかかわり方として、本人からの相談あるいは周囲の方や福祉関係機関からのアクセスがあつてからというだけでなく、「地域づくり」の取組みや、元気なうちから地域の現状を把握し関わっていくための取組みも行っている。例えば、先ほど説明した「あんしん生活調査」は、個々の自宅を回りながら、将来的にリスクがある方、孤立している方等を早期に把握して自主グループの活動や介護予防事業につないだり、調査で得られた内容を基に地区診断を実施し、地域の課題を把握した上で不足している自主グループ立ち上げの働きかけをしたり、地域の商店等に対し、例えば買い物に来た方でお姿を見かけなくなったからお家で倒れているかもしれないとか、異変があつたときには包括に連絡を促すといった「みまもり協力機関」としての登録をお願いする等の活動を行っている。

【委員】あんしん生活調査を通じて地域の問題点や課題を把握し、地域の方に結果を還元して、早期相談につなげられるような仕組みづくりに取り組んでいるということか。

【事務局】お見込みのとおりで、あんしん生活調査については、年度ごとに対象地区を定め、いわば「ローラーをかける」ことにより、地域の課題の把握と地域の高齢者への早期の働きかけを継続的に行っている。また、平成27年から始めた生活支援体制整備事業の一環として、地域の課題について話し合う第2層協議体を開催しており、地域の方と相談しながら、地域に必要な地域資源の創出等の活動を行っている。

【委員】そのような会議があることは知らなかった。了解した。

【会長】ほかに何かあるか。

【委員】「緩やかな見守り」についてはわかったが、例えば、災害等の非常時における体制についてどうなっているかが気になった。

【事務局】災害等、非常時における体制については、本日の議題とは少し離れているように思う。本日は必要な情報等を持ち合わせていないので、回答は差し控えたい。

【委員】了解した。

議題2 介護予防・健康づくり施策の推進のための総合事業の見直しについて①（総合事業見直しの背景と課題解決に向けた取組）

【会 長】 それでは、議題 2 について、事務局から説明を願う。

【事務局】 介護予防・健康づくり施策の推進のための総合事業の見直しについて、ということ、資料 2 及び第 8 期計画書の 31 ページに沿って説明する。まず、総合事業の目的は、「要支援者等が地域とのつながりを維持しながら、その能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで自立意欲の向上につなげていくことを目的として、従来の訪問・通所介護に加えてリハビリ専門職が管理する短期集中サービス、地域住民がサービスの担い手となる緩和型サービス等、多様なサービスを総合的に提供する体制を構築すること」である。本市の総合事業の仕組みとしては、計画書 32 ページにある東久留米市の介護予防・生活支援サービスの種類をご覧いただきたい。本市には従来型の予防訪問・通所介護である「総合事業型訪問・通所介護」のほかに、「支援強化型訪問・通所介護」、「支え合い訪問・通所介護」を含めた計 6 つのサービスがあり、身体介護が必要な方や認知症の症状がある方以外は、まずリハビリ専門職が関与する支援強化型訪問・通所を利用し、短期間で回復を目指す仕組みとなっている。また、25 項目の質問項目に回答することで高齢者の生活や健康状態を把握する「基本チェックリスト」を実施し、心身機能の低下が見られた方については、要介護認定を経ることなく、介護予防・生活支援サービスを利用できる仕組みになっている。

次に、総合事業の見直しの背景であるが、今説明した仕組みを作ったが、身体介護が必要な方及び認知症の症状がある方のみが従来型サービスを利用し、それ以外の方は原則として初めに支援強化型サービスを利用し、短期間で回復を目指すという運用がされていない状況がある。また、一旦サービスの利用が始まると、利用者の中にサービス利用を継続したいという意識が生まれてしまい、介護予防・日常生活支援総合事業の目的の一つである「卒業」（3 か月サービスを利用し、もとの生活に戻るという趣旨）にまで至ることが難しいことも課題であり、基本チェックリストを活用した支援強化型、支え合いサービスの利用につなげるケースを増やしていく必要があることを課題と認識し、これを踏まえ、8 期計画の目標の 1 つとして、「介護予防・生活支援サービスの提供体制について検討し、必要に応じて見直しを講じる」ことを挙げている（計画書 79 ページ、数値目標 1）。このため市では 3 年度において介護福祉課の担当職員による検討会を開き、その中で、「サービス利用者やその家族、サービスの担い手等に制度の意義が理解・共有されていない」という課題を抽出。課題の解決のために、包括支援センター等のサービスの担い手に対しては、勉強会の開催や、好事例の横展開等による目的意識の共有を行っていくこと、利用者や家

族、市民向けには、パンフレット、ホームページ等による情報提供、啓発活動等を行っていくことが必要であるとの認識に至ったことから、以下の取組を行った。

まず、サービスの担い手に対する取組の1点目として、介護予防講演会について。これは一般市民向けの事業であるが、先進市の事例等に熟知した講師を招き、包括の職員にも通じる講演会として開催した。講演会の開催目的は、介護予防への関心を高め、地域での活動の重要性を学び、早期から介護予防に取り組み、健康な高齢者が地域の支え手となる認識を得るきっかけをつくること。また、フレイル期に利用できるサービス、短期集中予防サービスを知り、今後の選択肢の一つとして認識してもらうことも目的としている。講師のプロフィール、テーマ等については、資料2別紙1として、実際に開催した講演会のチラシを添付している。講師の服部氏は八王子市の元職員で、厚生労働省での勤務を経ており、介護予防ケアマネジメントや日常生活総合支援事業について熟知している講師である。実際に講演会に参加した包括職員の意見として、講演会開催後に、行政と一緒に取り組む必要性を感じた、成功している自治体の話を聞くことにより、本市でもどう取り組んでいったらよいかが見えた、といった感想があった。また、もとの生活を取り戻すために一時的に短期集中予防サービスを利用して、早く対応していく必要性を感じたという意見もあった。また、これまでは総合事業の目的を「卒業」と捉えていたが、「リエイブルメント（再自立）」がキーワードであるという話に共感する等、前向きな感想が多く見られた。

次に、2点目として、介護予防担当者連絡会での検討について。こちらは介護福祉課と包括の看護職で構成される業務連絡会であるが、この連絡会において、総合事業について継続議題として検討を行った。①好事例の共有化、②事業所の受入状況についての情報交換、③事業の課題等についての3点を主な議題として検討を行い、好事例の共有により、支援強化サービスにつないだことがない職員についてもイメージが伝わり、事業を利用するきっかけになった、事業所の受け入れ体制について情報交換することで、受け入れ先が少ない中でも事業の活用につながった、包括職員からも、皆で学習することにより、介護予防の意義を理解し、事業に取り組む必要性が理解できたといった意見が得られ、定期的な学習会や看護職以外の職員への研修を望む声もあった。好事例の共有化と介護予防講演会及び各種研修会を皆で受講することにより、目標意識の共有と、介護予防の推進に関する意識の醸成が図られたと考えている。

【事務局】次に、利用者の家族や市民向けの取組について説明する。まず、(1)の「ともに はぐくむ介護保険」（以下「手引き」という。）について。こちらは、介護保険制度全般

について広く案内する手引きとして、介護福祉課、包括、在宅介護支援センター等で配布しているほか、市の公式サイトにも掲載している。市では、3年度の介護保険制度改正及び第8期計画の改正等に伴う手引きの改訂に合わせて、介護予防・健康づくりの施策の推進、介護予防・生活支援サービス事業促進等の観点から、ページ構成や記載内容を改訂した。方向性としては、介護保険サービスの利用案内という位置づけから、一人一人の心身の状況に応じて、自立の方には一般介護予防事業の案内や介護予防・フレイル予防への参加を促し、機能低下が心配な方には基本チェックリストを実施してもらって介護予防生活支援サービスの利用を促すといったように、要介護認定を経て介護保険サービスを受けるということだけでなく、多様なサービスについての理解を促進するための改訂である。資料2、別紙2のページ構成の比較表、実際の手引き（2年度の制度改正対応版と3年度制度改正対応版）を比較しつつ、改訂箇所等について説明したい。主な変更点としては、介護予防健康づくり施策の推進のための取組に係る記載の充実、基本チェックリストから総合事業利用につなげるルートの強調等がある。2年度版（旧手引き）では「要介護認定の手順」のページを先に掲載し、そのあとにサービス適用の手順を記載しているが、3年度版（新手引）では介護予防、健康づくりの施策の重視という視点に立ち、身体介護等が必要でない方には要介護認定より先に基本チェックリストを実施してもらい、一般介護予防事業における介護予防フレイル予防や、介護予防生活支援サービスの利用を念頭に検討してもらえるよう、掲載の仕方を工夫した。また、実際にチェックリストを実施してもらえよう、チェックリストの掲載場所を前のページに移動し、かつ掲載サイズについても大きくした。こうした変更に加えて、介護保険外のサービス等の記載の充実や、給付と負担に係る記載を冒頭に持ってくる等のページの変更等を行い、ページ数も4ページの増強となった。

続いて、(2)の東久留米市地域包括ケア特集について。「～このまち東久留米でいつまでも～東久留米市地域包括ケア特集」（以下「タブロイド」という。）は、東久留米市の広報紙、広報ひがしくるめの特集号として全戸配布を実施し、市の一般介護予防に係る取組や、高齢者の見守りに係る市の事業等を紹介するものである。4年度の発行に際しては、介護予防・フレイル予防に対する理解をより一層促進し、タブロイドを目にした高齢者の方が介護予防・フレイル予防に自主的に取り組んでもらう契機となる紙面とすることを目的として、前年度からの内容の見直しを実施した。具体的には、1点目として、基本チェックリストの掲載方法である。こちらは、ともにはぐくむ介護保険と同様、サイズや、文

字のポイントを3年度より大きく掲載した。また、1面にサービスの一例として掲載されている「支援強化型サービス」については、より訴求力を高めるためにイラストを加え、サービス利用により回復し、元の生活を取り戻し、自主グループへの活動などに参加していく、といったイメージを持ってもらえるよう工夫をした。また、4面の包括の紹介については、より多くの方に包括を認知し、身近に感じてもらうことを目的に、地図を大きく掲載するなどの変更を加えている。まだまだ不十分なところもあるかと思うが、今後も広報紙やパンフレット等印刷物、市公式ホームページ等、様々な媒体を通じて、介護予防・健康づくりの推進に関連する事業の効果的な周知方法について、引き続き検討していきたいと考えている。

【会 長】今の説明に関して、何か意見等はあるか。

【委 員】市内で介護サービスを提供しているが、現場の肌感覚としては、総合事業の浸透は不十分と感じている。その要因の一つとして、包括のあり方があると思う。そもそも包括を知らないという高齢者が40.7%もいる中で、総合事業が浸透していないのも当然ではないか。議題1で包括の離職者が多いとの話があったが、包括の職員の入れ替わりが頻回にある状況はどうなのか。包括は地域の方の生活を包括的に支える機能を果たすべきであるのに、職員がなかなか定着しないのであれば、地域の方との信頼関係を作っていくという一番重要なことができなくなるのではないか。基本チェックリスト、支援強化、支え合いなど、総合事業の仕組みは複雑であるが、まず包括でそうした仕組みを利用者に説明し、その後に実際にサービスを提供している事業所に紹介されるべきだが、実際は紹介される利用者が少なく、仕組みは作ったが機能していないのが現実なのではないか。実際にサービスを提供している現場の最前線の市内事業所の方々と意見交換をして欲しい。そこから見えてくる課題として、包括、総合事業に関して実際のサービスの担い手となっている事業所とも意見交換を積極的にしていくと、もっと現実的な課題が見えて、何をしなければいけないのかが明確になってくると思う。

【事務局】まず、総合事業の見直しについては、今回は第1回目の報告であり、今後も継続的に検討を行い、協議会に報告していく。第8期計画書30ページに、支援強化型や支え合いサービスの事業対象者として利用されたのち、要支援認定に至る方が多いと書いているが、計画策定に際し実施した事業者向けアンケートの中で、支援強化型や支え合いサービスの提供事業所が全事業所数に比べて少ないことについて、「サービスを提供しない理由は何か」と尋ねたところ、現状の事業の維持で精いっぱいであるという答えが16.

3%となっている。事務局としても、総合事業の見直しを進めるにあたっては事業所のご協力が必要で、意見のヒアリングをする機会を持ちたいと考えているところであり、力強いご提案をいただけたので、今後検討させていただきたい。

(4) その他

【会 長】 本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

【事務局】 次回の協議会について。次回は4年8月の開催を予定している。

(5) 閉 会

【会 長】 何もないようなので、本日の協議会は閉会する。

閉会時刻：午後8時15分